

事務連絡
平成27年10月5日

法務局民事行政部首席登記官（第一法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（第二法人登記担当） 殿
法務局民事行政部首席登記官（法人登記担当） 殿
地方法務局首席登記官（不動産登記担当を除く。） 殿

法務省民事局商事課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う通知カード等の取扱いについて
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に伴い、本日以降通知カードによる個人番号の通知等が開始されるところ、商業・法人登記手続における通知カード等の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

1 通知カードの取扱いについて

法第7条の規定に基づき市町村長が個人に交付する通知カードには、個人番号とともに住所、氏名、生年月日及び性別（以下「基本4情報」という。）が記載されているところ、同カードは、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、法第16条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続（以下「一般的な本人確認の手続」という。）において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないとされていることから、商業・法人登記手続においても本人確認証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第5項等）として取り扱うことはできない。

2 添付書面に個人番号が記載されている場合の取扱いについて

個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、一般的な本人確認の手続において本人確認書類として取り扱うことは適当でないとされていることから、商業・法人登記手続において、添付書面として個人番号が記載されている住民票の写し等の書類が提出された場合には、原則として、登記申請等の調査時に、個人番号部分をマスキングする。

なお、個人番号部分がマスキングされた住民票の写し等の書類が提出された場合には、当該書類の原本が提出されたと認めることはできないことから、これを商業・法人登記手続における添付書面として取り扱うことはできない。

(参考)

平成27年8月28日付け府番第285号、総行住第102号内閣府大臣官房番号制度担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長通知「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」

府番第285号
総行住第102号
平成27年8月28日

各府省等法令担当課長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に伴い、平成27年10月5日より通知カードによる個人番号の通知が開始されます。

今般、内閣府及び総務省に対し、法第16条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続（以下「一般的な本人確認の手続」という。）における通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて、質問が寄せられているところですが、下記のとおり考え方を整理しましたので、通知いたします。

記

1 通知カードに関する基本的考え方

通知カードは、個人番号とともに基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。以下同じ。）が記載されておりますが、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑みれば、一般的な本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます。

なお、個人番号カードは、基本4情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能です。

2 表面に個人番号が記載されている書類の取扱い

表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、一般的な本人確認の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます（なお、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。）。

3 各府省等に対する依頼事項

各府省等におかれましては、一般的な本人確認の手続において、上記1及び2の点にご配慮いただきとともに、本通知の趣旨について、当方においても、通知カードによる個人番号の通知の際に、通知カードを一般的な本人確認の手続に用いることはできない旨案内するなど、広く周知・広報に努めることとしておりますが、所管の関係団体及び関係業界に対して、周知・広報、指導・助言その他の必要な措置を積極的に講じていただくようお願いします。